## 東遠広域都市計画地区計画の決定(掛川市決定)

東遠広域都市計画下垂木地区計画を次のように決定する。

名	称	下垂木地区計画
位	置	掛川市下垂木及び家代の一部
面積		約 48.8ha
	地区計画の 目標	本地区の地区計画の目標は以下のとおり。
		・市民の多様なニーズに対応し、快適に住み続けることができるまちづくり
		・民間活力の導入を見据えた効率的かつ効果的なまちづくり
		・ゆうゆうパーク等の既存ストックを活かしたまちづくり
		・生涯学習まちづくり土地条例を活用した住民主体のまちづくり
		健全で合理的な土地利用を実現し、地区の特性に見合ったきめ細かなまちづくりを進める
		ため地区を5つに区分し、それぞれの整備方針を次のように定める。
		「A 地域生活利便施設地区」
		幹線道路の交差部に位置する交通条件を活かし、下垂木地区をはじめ、地域の生活利便
		性を高める商業施設の立地誘導を図る。
区は		「B 一般住宅地区」
域 の	土地利用の 方針	小規模な店舗、事務所等の立地を許容しつつ、良好な住宅地を形成する。
整備		「C 沿道利用型共生住宅地区」
• 開		幹線道路沿道に位置する交通条件を活かし、住環境と調和・共生した比較的利便性の高
発		い沿道利用地を形成する。
及び四		「D 低層住宅専用地区」
全		戸建て住宅や兼用住宅の立地に特化した、閑静で落ち着きのある低層住宅地を形成する。
発及び保全の方針		「E 一般住宅地区」
針		幹線道路沿道等に立地する交通条件を活かし、良好な住宅地を形成する。
	地区施設の整 備の方針	本地区は、都市基盤施設が未整備なまま、無秩序な市街化が進行したことから、行き止ま
		り道路や4m未満の狭あい道路も散在している。このため街路事業による都市計画道路の整
		備を推進するとともに、防災面の強化を図るため、避難地として機能するゆうゆうパークや
		避難路となる生活道路等の整備を推進する。特に、農地等のまま残っている一団の未利用地
		については、都市計画法の開発許可基準や土地利用指導要綱の技術基準に基づく開発指導及
		び本市における住民主体のまちづくりの基本である生涯学習まちづくり土地条例の運用によ
		り、安全で連続性のある生活道路を配置し、利便性の高い道路ネットワークを構築する。
	建築物等の 整備の方針	建築物の用途の混在化を防止するとともに良好な居住空間を持った市街地を形成するため、
		建築物等の用途の制限及び建築物の高さの制限を行うとともに、美観・防災上の観点から建築
		物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を行う。

		地区の	地区の 名称	A地区 (地域生活利便施設地区)	B地区 (一般住宅地区)	C 地区 (沿道利用型共生住宅地区)	
		区分	地区の 面積	約 3.5ha	約 3.5ha	約 9.0ha	
地 区 整 備 計	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物 は建築してはならない。  1. ホテル又は旅館 2. ボーリング場、スケート場、ストーリング場、ストーリング場、ストーリング線ではからない。  3. カラオケボックスその他これに類量、勝馬大力を表売所、場合には変更がある。  4. マージャン屋、勝馬券売もの  5. 自動車教習所  6. 15 ㎡を超える畜舎  7. 工場  8. 自動車修理工場  9. 危険物貯蔵・処理施設	次の各号に掲げる建築物 は建築してはならない。  1. 店舗、事務所その他に無するの他に無難でのの間でののでは強いで分がでをがある。 計が150㎡を超れるのでは強いない。  2. ホーリング場、スバックをですが、ストーリング場、スパックをででありがは場、スパックをできます。 が、カラオケボする。はないでである。はないでである。はないでである。はないでである。はないでである。はないではないでは、大きないでは、スペックスをのいる。はないでは、スペックスをのいる。はないでは、スペックスをのいる。はないでは、スペックスをのいる。はないでは、スペックスをのいる。は、スペックスをのいる。は、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをいいます。これでは、スペックスをできまする。これでは、スペックスをできまする。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできます。これでは、スペックスをできますないではないではなりではないないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	次の各号に掲げる建築物 は建築してはならない。  1. 大学、高等専門学校、専 修学校その他これらに 類するもの  2. 病院  10m 建築物の各部分の高さは、 前面道路の反対側の境界線	
画		建築物の高さの 最高限度		_	10m	前面追路の反対側の境外線 又は隣地境界線までの真北 方向の水平距離に 1.25 を乗 じて得たものに 5mを加え たものを超えてはならない。	
建築物の壁面の 位置の制限		_					
	位置の制限 建築物等の形態 建築物の屋根及び外壁の色彩は原色を避け、周囲と調和がとれた落				とれた落ち着いた色合いのも		
		道路に からの高 垣又は柵の ってはこ 構造の制限 (1)生		からの高さが 0.6m以下の部 ってはこの限りではない。 (1)生垣	に面する垣又は柵の構造は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、敷地地盤高さが 0.6m以下の部分又は門もしくは長さが左右それぞれ 2m以下の門の袖にあこの限りではない。		
	(3) 木又は竹製のもの				_		

	東西道路 1 号:幅員 6m、延長約 170m	南北道路 1 号:幅員 8m、延長約 320m			
	東西道路 2 号:幅員 6m、延長約 100m	南北道路 2 号:幅員 8m、延長約 720m			
	東西道路 3 号:幅員 6m、延長約 160m	南北道路 3 号:幅員 6m、延長約 350m			
	東西道路 4 号:幅員 6m、延長約 180m	南北道路 4 号:幅員 6m、延長約 220m			
地区施設の配置	東西道路 $5$ 号:幅員 $6$ m、延長約 $270$ m	南北道路 5 号:幅員 6m、延長約 230m			
及び規模	東西道路 6 号:幅員 6m、延長約 270m	南北道路 6 号:幅員 6m、延長約 350m			
	東西道路 7 号:幅員 6m、延長約 320m	南北道路 7 号:幅員 6m、延長約 230m			
	東西道路 8 号:幅員 6m、延長約 320m				
	東西道路 9 号:幅員 6m、延長約 330m				
	東西道路 10 号:幅員 6m、延長約 90m				

地区整備計画の区域は計画図表示のとおり。

			地区の	D地区	E地区		
		地区の	名称	(低層住宅専用地区)	(一般住宅地区)		
		区分	地区の				
			面積	約 27.2ha	約 5.6ha		
	建						
	築	7-1- 6-6- 4-6-	· kt o				
	物	建築物		_	_		
		用途の	が削減				
地	等						
	に						
区	関						
	す						
整	る						
	事						
	•						
備	項	項 建築物の高さの					
		最高	限度	_	_		
計		建築物の	壁面の	_	_		
p1		位置の		<u> </u>			
		建築物等		建築物の屋根及び外壁の色彩は原色を避け、周囲と調和がとれた落ち着いた色合いのも			
画		または意	匠の制限	のとする。			
					の一に掲げるものとする。ただし、敷地地盤		
		垣又は	-柵の	からの高さが 0.6m以下の部分又は門もしくしってはこの限りではない。	は文さか左右てイレでオレ ZM从下の門の側にめ		
		構造の制限		(1) 生垣			
	(特垣の制)収		ATTO	(2) 生垣とフェンスを組み合わせたもの			
				(3) 木又は竹製のもの			
				東西道路 1 号:幅員 6m、延長約 170m	南北道路 1 号:幅員 8m、延長約 320m		
	地区施設の配置 及び規模			東西道路 2 号:幅員 6m、延長約 100m	南北道路 2 号:幅員 8m、延長約 720m		
				東西道路 3 号:幅員 6m、延長約 160m	南北道路 3 号:幅員 6m、延長約 350m		
				東西道路 4 号:幅員 6m、延長約 180m	南北道路 4 号:幅員 6m、延長約 220m		
				東西道路 5 号:幅員 6m、延長約 270m	南北道路 5 号: 幅員 6m、延長約 230m		
				東西道路 6 号:幅員 6m、延長約 270m	南北道路 6 号:幅員 6m、延長約 350m		
				東西道路 7 号: 幅員 6m、延長約 320m	南北道路 7 号:幅員 6m、延長約 230m		
				東西道路 8 号:幅員 6m、延長約 320m			
				東西道路 9 号:幅員 6m、延長約 330m			
		L = + / = 1		東西道路 10 号:幅員 6m、延長約 90m 画図表示のとおり。			